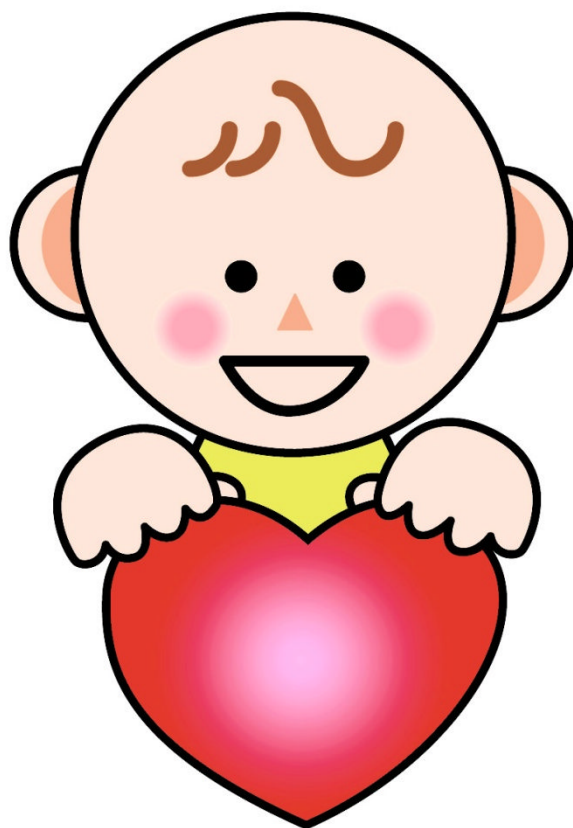


子どもに関する総合計画

[素案]



なごや子ども条例キャラクター なごっち

名古屋市子ども青少年局

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 「子ども総合計画」の位置づけ	3
3 子ども・若者と子育て家庭を取巻く現状	4
4 これまでの取組みの評価	11
5 現状及び評価から見える課題	12

第2章 計画の内容

1 対象	13
2 期間	13
3 基本理念	13
4 基本理念を実現するための大人の役割	14
5 施策	16
6 施策を進めるにあたっての留意点	19
7 計画の推進	20
8 重点的な事業	21
(1) 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障	21
子どもの権利を守り生かすことへの支援	21
子どもを虐待から守るための支援	21
不登校・いじめ等の対策の推進	21
(2) 子どもの育ちの支援	22
子どもの健康支援	22
豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援	22
若者の社会的自立への支援	23
特に支援を要する子どもへの支援	23
(3) 子育て家庭の支援	24
安心して生み、親として成長することへの支援	24
経済的負担の軽減	24
社会全体での子育て支援	24
子育てにやさしいまちづくり	25
(4) 仕事と生活の調和	26
働き方の見直しに向けた取組みの推進	26
多様な働き方に対応した保育サービスの提供	26
ひとり親家庭の自立支援	26

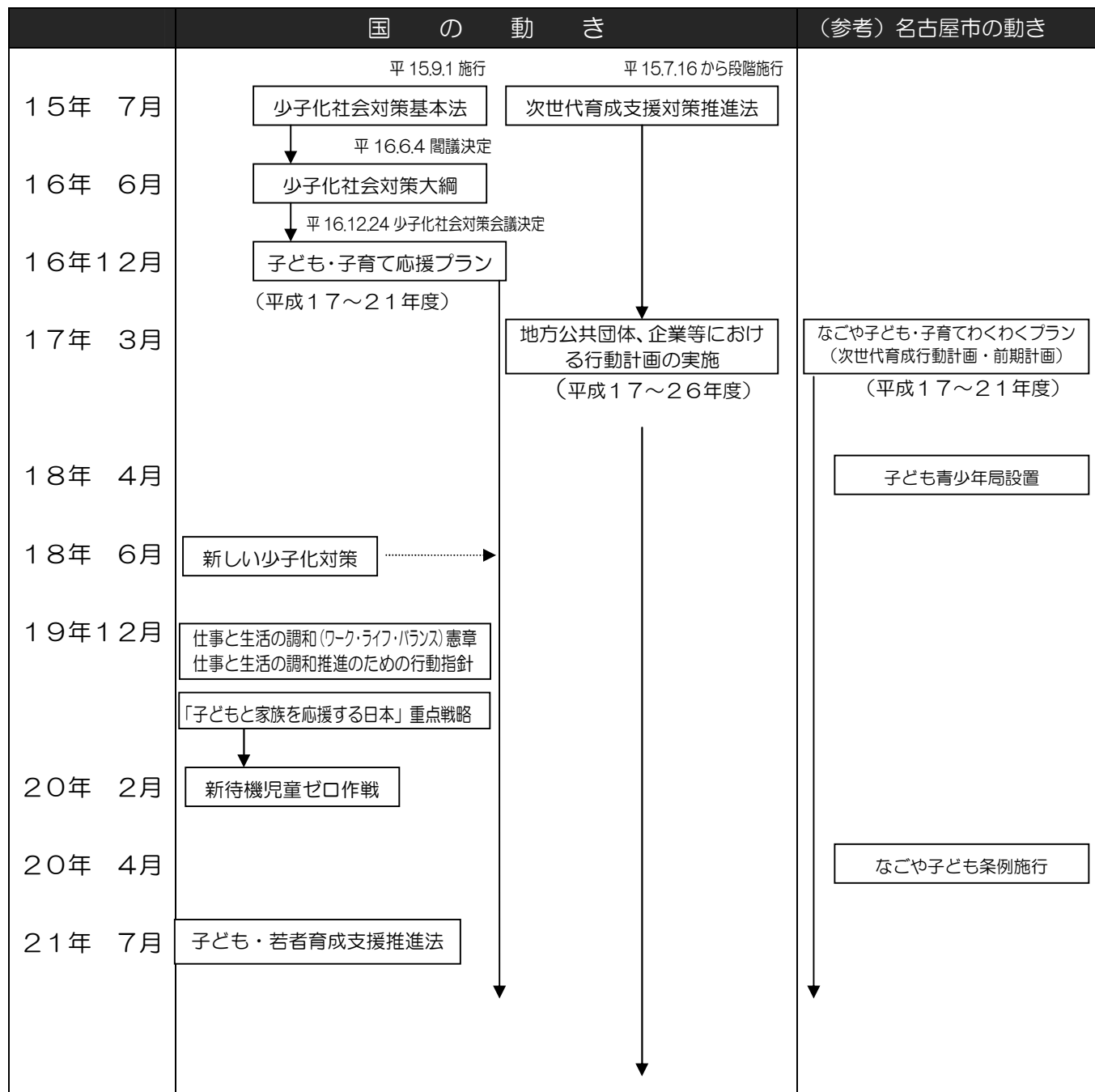
(1) 国の動向

- 少子化の急速な進行は、子どもの健やかな育ちや自立の困難化、若年労働者の減少による社会活力の低下、現役世代の社会保障費負担の増加、地域社会の変容など社会経済全般にわたり我が国に大きな影響を与えているといわれています。
- 少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援対策を10年間で迅速かつ重点的に推進することとされ、さまざまな施策が行われました。
- 平成18年将来推計人口において示された少子高齢化について一層厳しい見通しにあるなどのことから、平成19年12月「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立・家庭における子育てを包括的に支援する仕組みの構築」を車の両輪として進めていく必要性が示されました。
- 平成21年7月には子ども・若者をめぐる環境の悪化や問題の深刻化を受けて、子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるようにすることを目的に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。

(2) 本市の対応

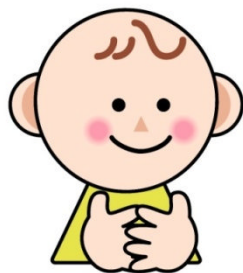
- 本市では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「名古屋市次世代育成行動計画（なごや子ども・子育てわくわくプラン）・前期計画（以下「前期計画」といいます。）」を策定し、それまで進めてきた子育て支援策をより広い視点から見たもう一段の対策として、次世代育成支援策を強力に進めていくことにしました。
- 平成18年4月には、次世代育成支援策に総合的かつ機動的に取り組むことを目的として「子ども青少年局」を設置し、子どもや子育て家庭の支援、次代の親となる青少年の自立支援など、生まれる前から青年期にいたるまでの施策や事業を推進してきました。また、平成20年4月には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指す「なごや子ども条例（以下「条例」といいます。）」を施行、条例の中で、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「子どもに関する総合的な計画（以下「子ども総合計画」といいます。）」を策定することとしました。（なお、条例を施行した時点では前期計画を「子ども総合計画」とみなしました。）。
- 平成21年度に前期計画の計画期間が終了することから、前期計画を引き継ぎ、条例の趣旨や前期計画の取組みを踏まえた新たな計画を策定します。

図 1



2 「子ども総合計画」の位置づけ

- 子どもや子育て家庭を取巻く課題を解決するための施策を総合的、計画的に推進するため、条例第20条の規定による「子ども総合計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による「市町村行動計画」（「なごや 子ども・子育てわくわくプラン」・後期計画）として策定します。
- 児童福祉法に基づく「保育所の待機児童解消のための計画（保育計画）」と一体のものとして策定します。
- 市政の基本的な方向性を示す新たな総合計画である中期戦略ビジョン（仮称）〔平成22年3月策定予定〕の個別計画として整合性を図ります。
- 「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえて策定します。
- ひとり親家庭の自立に関する施策については、本計画のほか「ひとり親家庭等自立支援計画」〔平成22年3月策定予定〕により実施、推進します。
- 主に義務教育段階の子どもの育成に関する施策については、本計画のほか「なごやっ子教育推進計画」により実施、推進します。
- 母子保健に関する施策については、本計画のほか「健康なごや21」により実施、推進します。



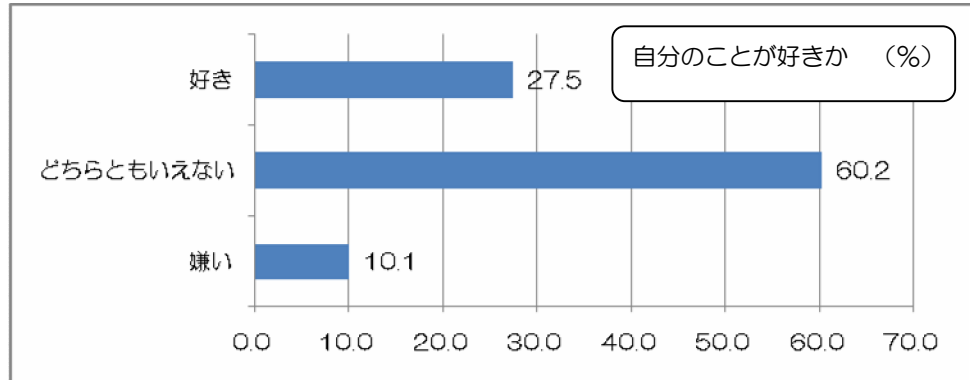
なごっち

3 子ども・若者と子育て家庭を取巻く現状

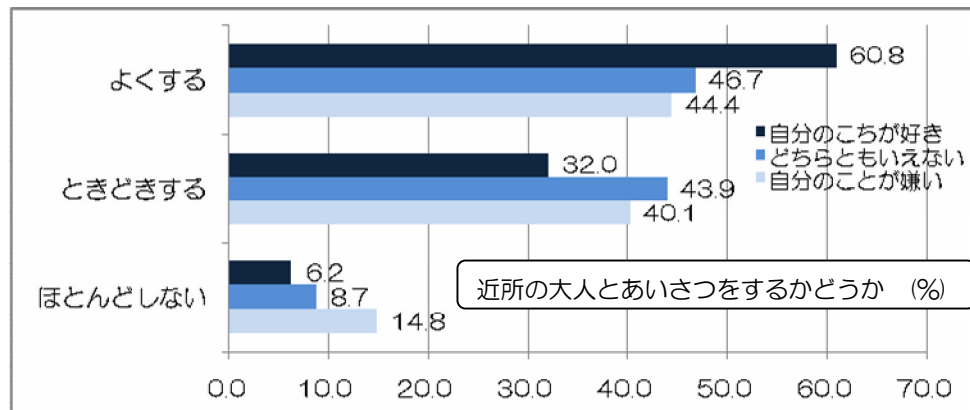
(以下のデータは、特に断るもの以外平成20年10月に実施した「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」のものです。)

(1) 子ども・若者

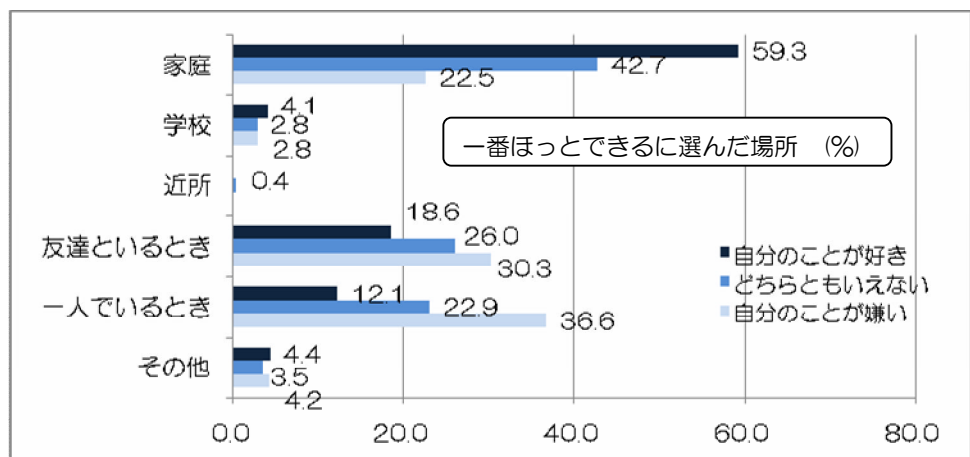
- 「自分のことが好きかどうか」という質問に対して「好き」と答えた子どもは27.5%、「嫌い」と答えた子どもは10.1%でした。



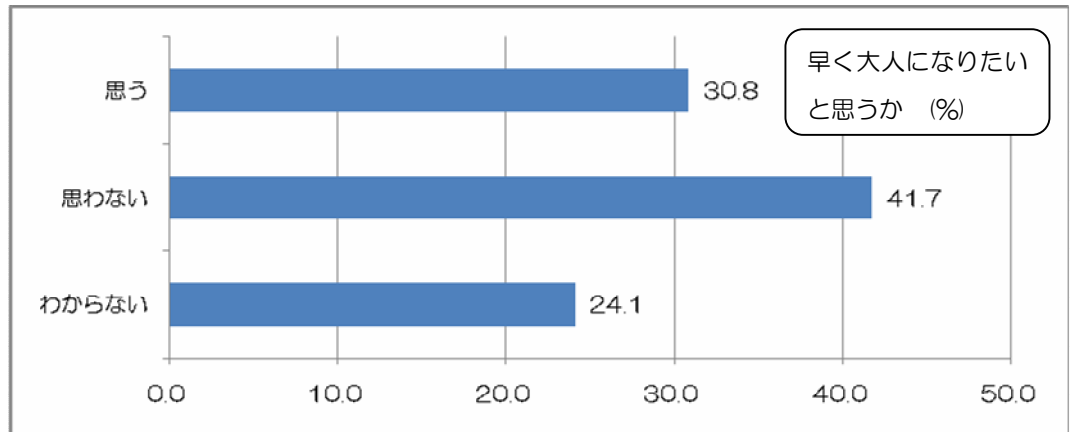
- 「近所の大人とあいさつをよくする」と回答した割合は「自分のことが好き」と答えた子どもでは60.8%、「どちらともいえない」46.7%、「嫌い」44.4%と大きな差があります。



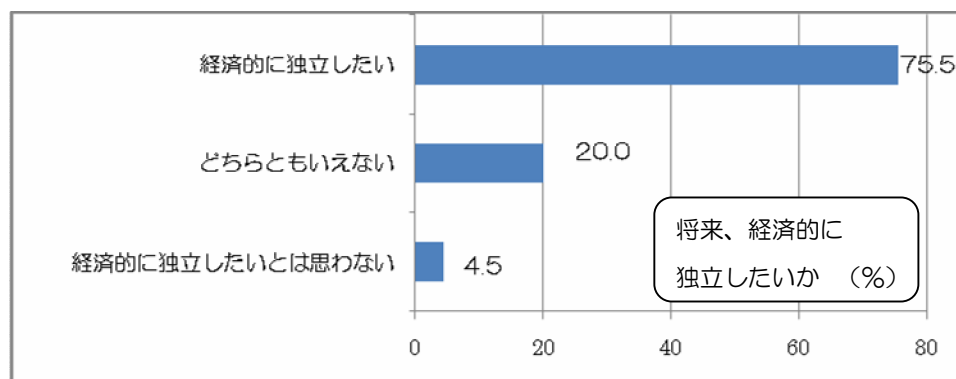
- 「一番ほっとできる場所」に家庭を選んだ子どもの割合は「自分のことが好き」と答えた子どもでは59.3%で「自分のことが嫌い」な子どもの倍以上の割合となっています。



- 「早く大人になりたいと思うか」という質問に対して「思わない」と回答した子どもが41.7%あり、「思う」の30.8%を上回っています。



- 平成19年10月に実施した「青少年の自立に関する調査」では、「将来、経済的に独立したいか」という質問に対して「独立したい」が75.5%、「どちらともいえない」が20.0%、「独立したいとは思わない」が4.5%、となっています。



- 子ども・若者の現状についてのその他のデータ

◆ 学校生活全体が楽しいと回答した子どもの割合

自分のことが好きな子ども 76.9%、自分のことが嫌いな子ども 39.1%

◆ 地域行事などに自主的に参加した子どもの割合

自分のことが好きな子ども 41.8% 自分のことが嫌いな子ども 30.3%

◆ いじめられた経験のある子どもは自分のことを嫌いとする傾向がある。

例 面と向かって体のことや言葉づかいなどをからかわれることのある子どもの割合

自分のことが好きな子ども 20.1% 自分のことが嫌いな子ども 38.0%

◆ 虐待の対応件数の増加 ⑮457件→⑳720件

◆ 不登校の割合 ⑮1.02%→⑳1.03%【学校基本調査】

◆ ニート状況にある若者のこれまでの生活経験

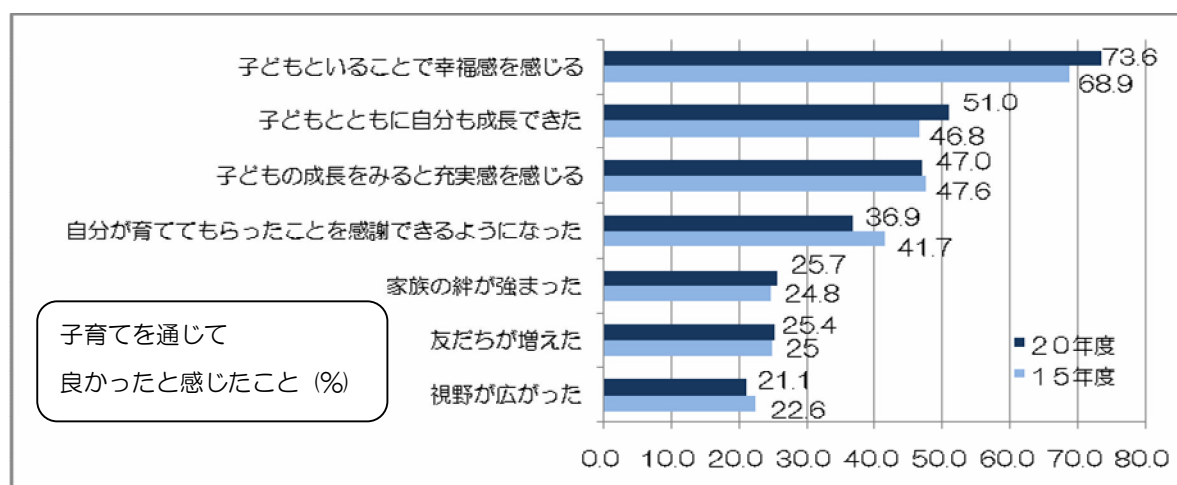
いじめられた経験 55%、ひきこもり経験 49.5%、不登校 37.1%

【⑲厚生労働省調査結果】

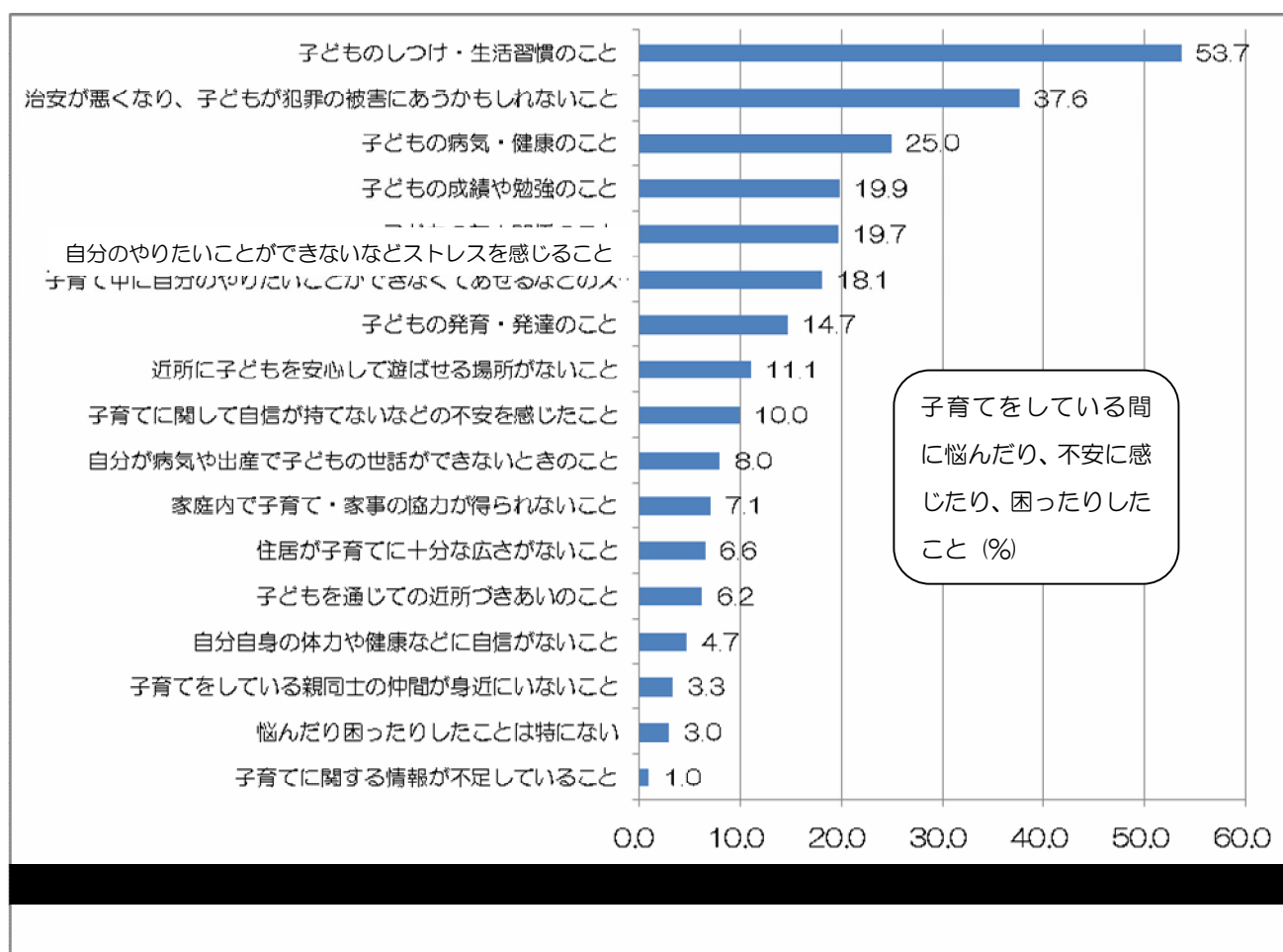
◆ 最初の就業が非正規雇用であった者の増加 ⑭31.1%→⑲37.9% 【就業構造基本調査】

(2) 子育て家庭

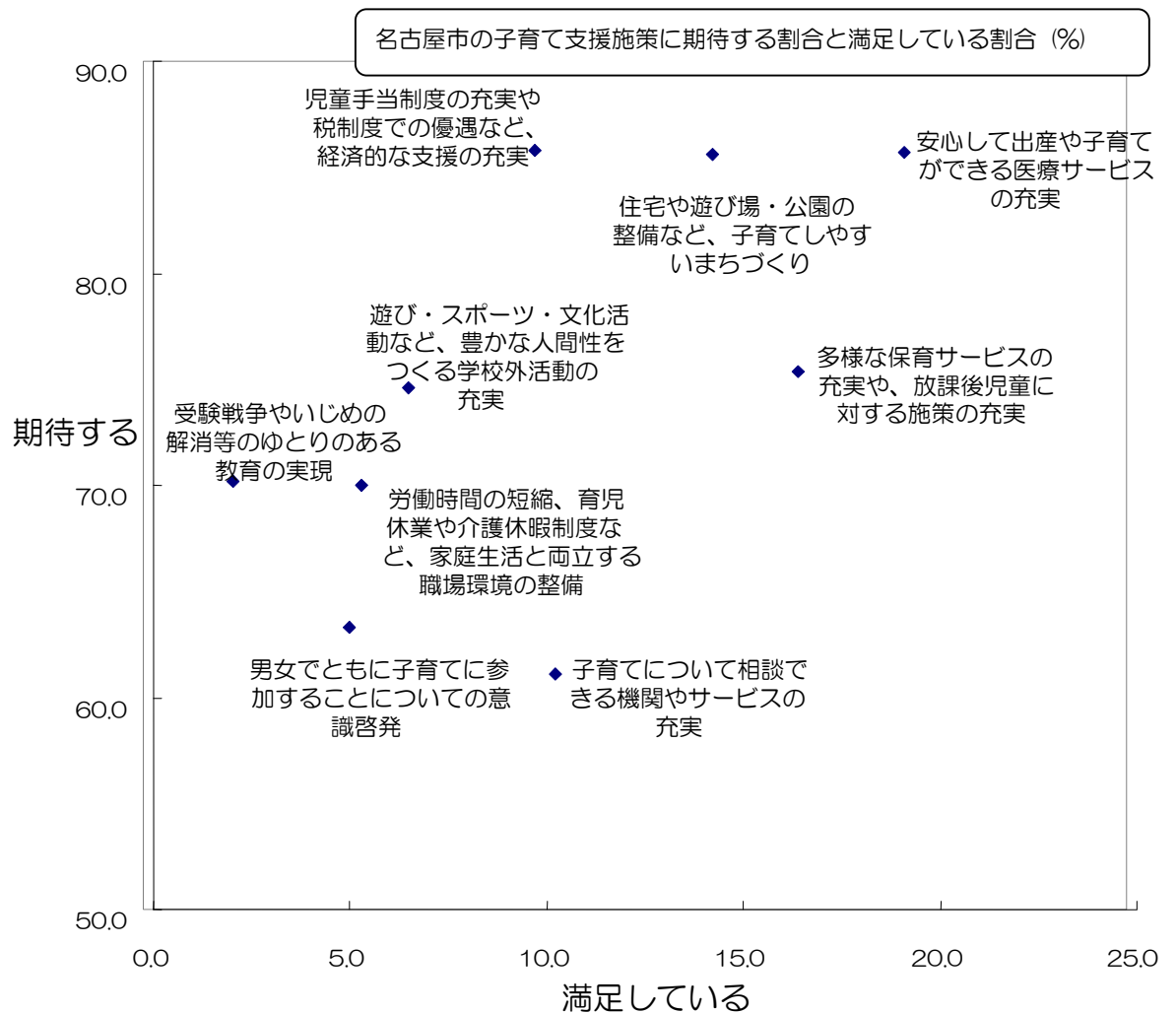
- 「子どもといることで幸福感を感じる」と回答した割合は73.6%で、平成15年の調査結果と比較して増加しています。（3つまでの複数回答）



- 90%以上の方が子育て中に悩んだり、不安を感じたり、困ったことがあると回答しており、最も多いのは「子どものしつけ・生活習慣のこと」で53.7%の人が回答しています。（3つまでの複数回答）



- 施策に対する満足度は、最も満足度の高い「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」で19.1%となっています。

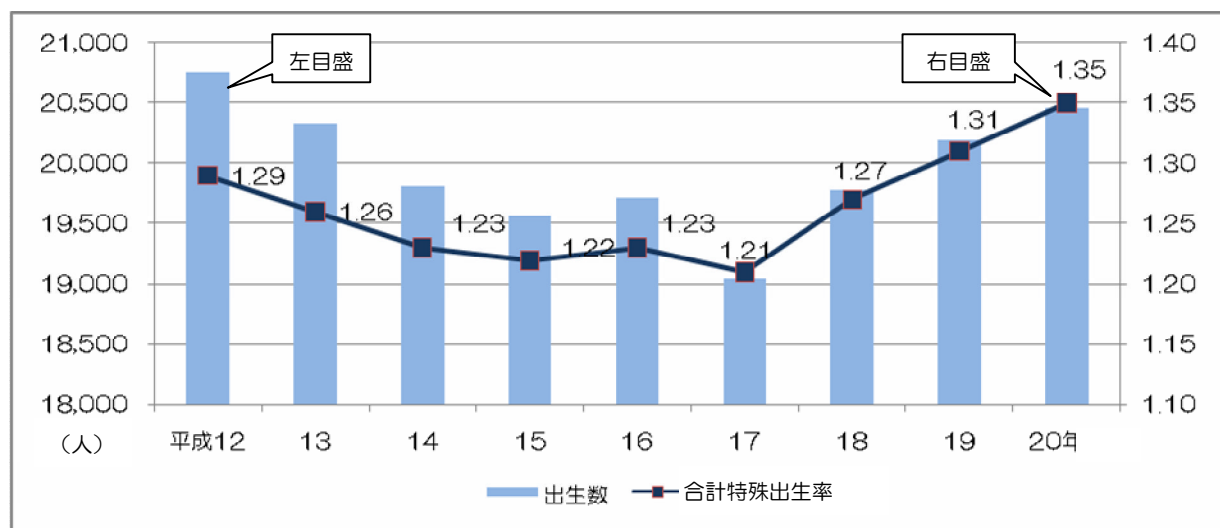


○ 子育て家庭についてのその他のデータ

- ◆理想とする子どもの数の平均は 2.63 人、実際の子どもの数の平均は 2.11 人
 - ◆特に経済的負担を感じる費用
習いごと 44.1%、学習塾 33.2%、食費 30.3%
 - ◆虐待の起きたケースの子どもの養育環境の状況
地域から孤立し、親子だけで過ごす 50.8%、経済状況に問題がある 45.2%
- 【⑳児童虐待実態調査】

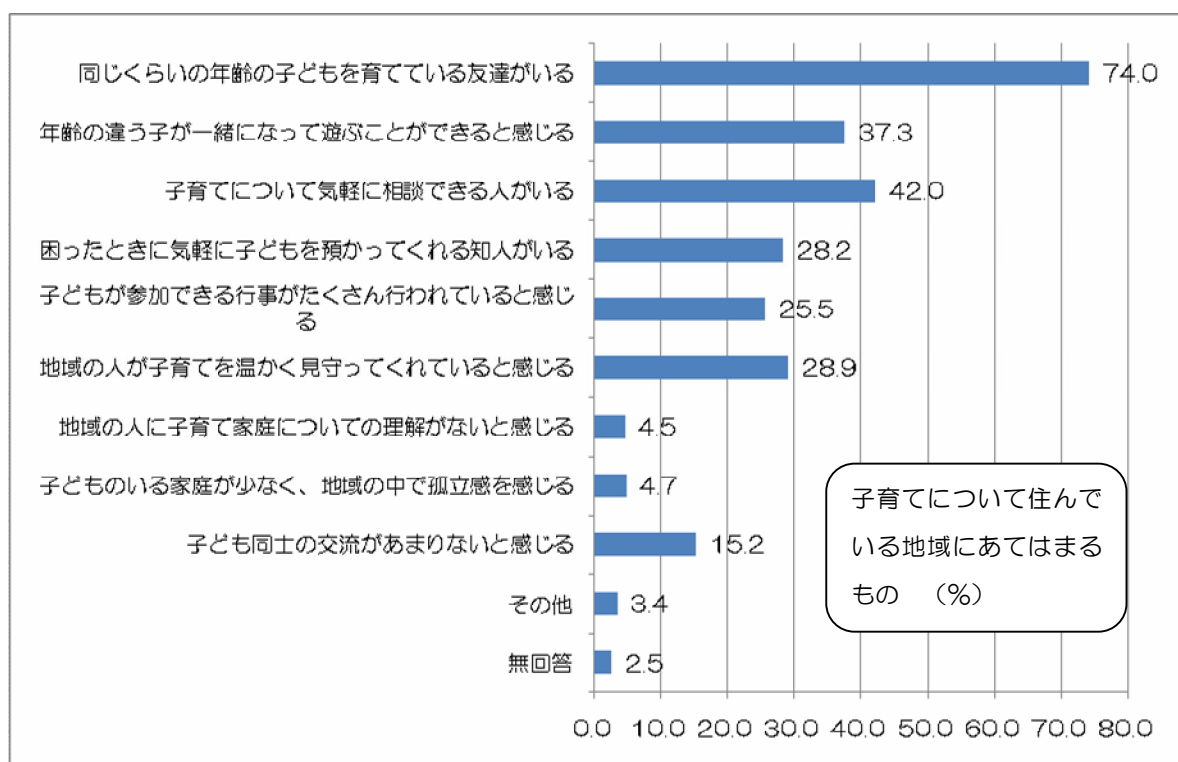
(3) 社会全体

- 出生数は平成 14 年に初めて 2 万人を下回りましたが、平成 19 年には 6 年ぶりに 2 万人を超えました。また、合計特殊出生率は、平成 17 年を底に増加に転じています。

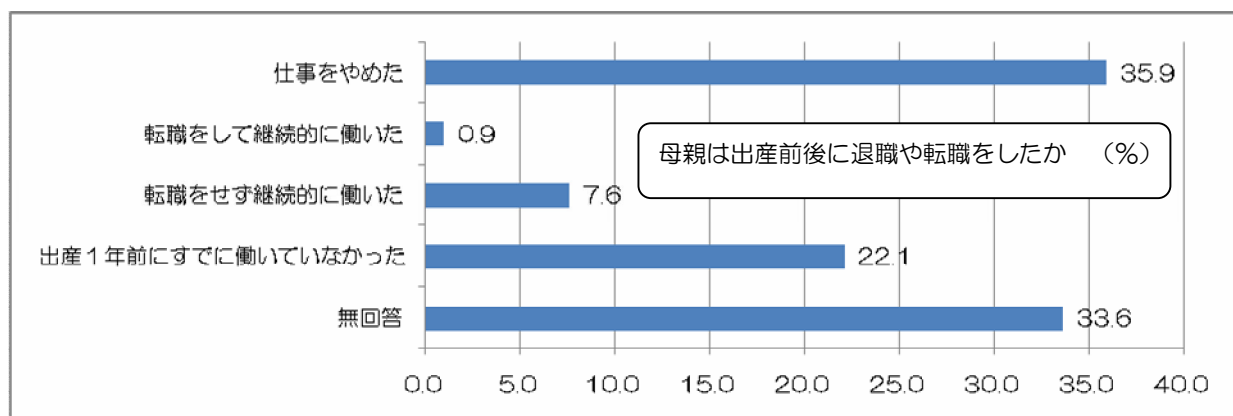


(厚生労働省「人口動態統計」、「名古屋市長健康福祉年報」による)

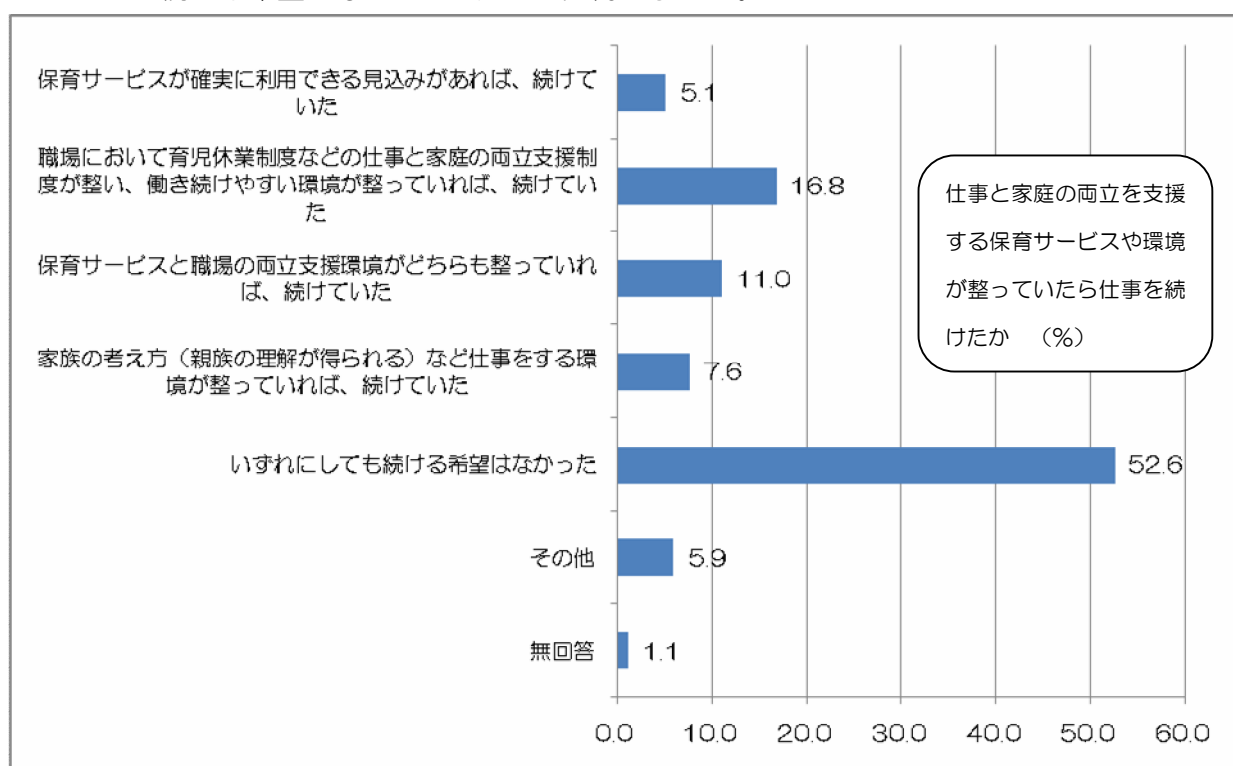
- 「地域の人の子育てを温かく見守ってくれている」と感じる割合が28.9%、「地域の人に子育て家庭についての理解がないと感じる」「子どものいる家庭が少なく、地域の中で孤立感を感じる」と回答した割合が約5%となっています。(あてはまるものをすべて選択)



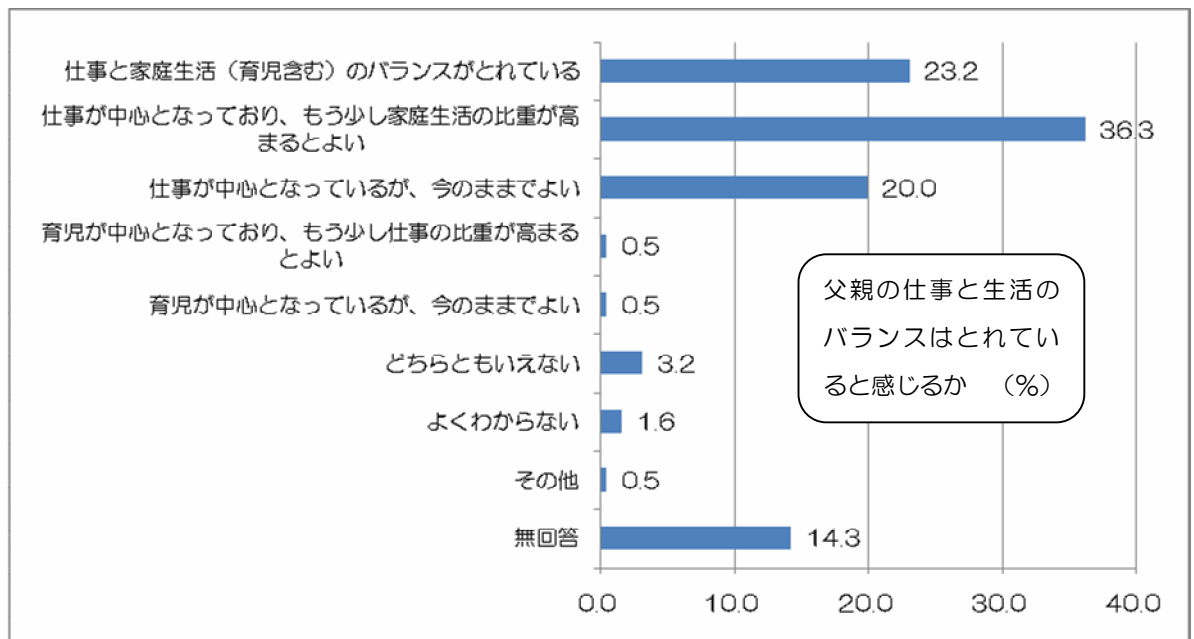
○ 出産前後に仕事をやめた母親は 35.9%、転職して継続的に働いた母親は 0.9%おり、出産前後に離職・転職した母親の合計は 36.8%になっています。



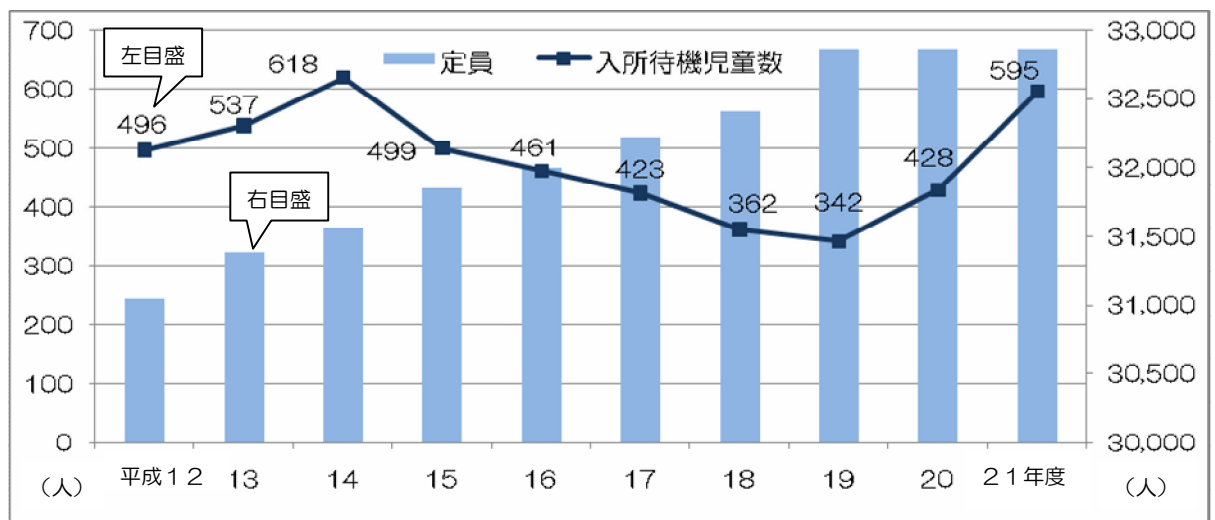
○ 出産前後に離職・転職した母親のうち、育児休業制度や保育サービスなどの両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の合計は 32.9%になります。一方、いずれにしても続ける希望はなかった人は 52.6%いました。



○ 仕事と生活のバランスの現状と希望について「仕事を中心となっており、家庭生活の比重を高めたい」と回答した父親は36.3%(就学前の子どもの父親に限ると44.1%) いました。



○ 名古屋市内の保育所の定員は年々拡大しており、保育所待機児童数は平成15年度以降減少してきましたが、平成20年度から再び増加に転じています。



○ 社会全体についてのその他のデータ

- ◆ 未就労の母親の今後の就職希望の割合は 68.9%
- ◆ 男性は長時間（週 60 時間以上）就業の割合が増加
⑭42.7%→⑰46.0% 【就業構造基本調査】
- ◆ これまでに近所の大人に褒められたり叱られたりしたことのある子どもは 12.7%
- ◆ 少子化の進行を望ましくないと思う割合は 66.7% 【⑳市政アンケート】

これまでの取組みについて、条例第23条の規定に基づき設置した市長の附属機関「なごや子ども・子育て支援協議会」（学識経験者、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者などで構成）から次のような意見等を受け、これを踏まえ、計画を策定することとします。

○ 子ども・若者に関する取組みについての意見

- ◆ すべての子どもが、大切にされ、自分の持っている力を伸ばしながら、いきいきと安心して健やかに育つことを願い「なごや子ども条例」が施行され、子どもの育成に重点を置き、社会全体で子どもを支えていくという土台がつけられた。今後はその具体的な施策・事業の展開が望まれる。
- ◆ 将来の自立を念頭においた発達段階に応じた支援、自立困難な問題を抱える若者への対応、困難度の高い子ども・若者への支援が必要である。

○ 子育て家庭に関する取組みについての意見

- ◆ 育児の不安感・負担感の軽減を図り、子育て家庭の孤立を防ぐために、様々な機関や団体等により地域における子育て支援活動が活発に行われるようになった。また、個々の家庭と居住地域をつなぐレベルから、区レベルまでの重層的なネットワークが徐々に構築されつつある。
- ◆ 子どもを犯罪などの被害から守るための地域活動、子どもを虐待から守るまちづくりや発達障害児への各ライフ・ステージにおける支援が一定程度進みつつある。今後は、さらに、子育て支援のネットワークづくりを進め、これらの活動との連携を深めることにより、包括的かつ重層的なネットワークとしていくことが望まれる。

○ 社会全体に関する取組みについての意見

- ◆ 企業や労働者への意識啓発や子育てにやさしい活動を行っている企業の認定表彰制度など仕事と子育ての両立支援に向けた取組みは拡充されてきている。
- ◆ 仕事と子育ての両立を支援するための保育サービスについては、保育所の新設や定員変更、家庭保育室の増設などにより、3歳未満児を中心とした待機児童の解消に取り組んだ。また、延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの拡充にも努めた。しかし、保育ニーズはさらに増加しており、さらなる取組みが必要である。その際、保育サービスを利用する子どもの視点から検証していくことが重要である。
- ◆ 子育て支援や子どもの見守り活動が積極的に行われている地域がある一方で、子育て支援活動に対する理解度が低い地域もあり、地域での子育て支援に協力・理解が得られるよう、ますます啓発活動に力を注いでいく必要がある。

(1) 子ども・若者

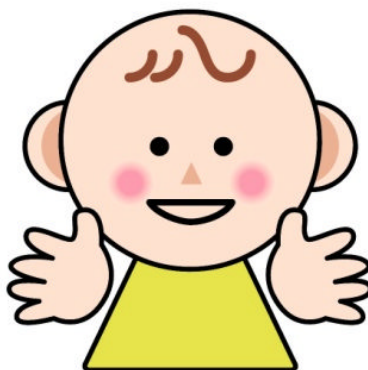
- 深刻化、複雑化した問題に直面する子どもが存在する現状を踏まえ、相談体制の充実や相談機関の連携を強化していく必要があります。
- 家庭を居場所を感じることや地域や学校と良好な関係にあることと、自分のことが好きと感じることに相関関係が認められることから、自己肯定感を高める環境づくりをしていく必要があります。
- 子どもや若者自身が社会的自立に対する肯定的な感情を形成できるように、子どもや若者の自立に向けた支援が必要です。

(2) 子育て家庭

- 子育ての不安感・負担感や孤立感を軽減し、保護者が子育てに喜びを感じることができるよう、必要な施策を行うとともに、包括的かつ重層的ネットワークづくりの推進などを進めていく必要があります。

(3) 社会全体

- すべての地域で子育て家庭が地域に支えられ、見守られていることを実感できるよう、地域ぐるみの子育て支援をさらに進めていく必要があります。
- 仕事と子育てを両立したいにもかかわらず、出産・育児のために離職する母親や仕事に対し家庭の比重を高めたいと思う父親が存在する状況を改善するために、仕事と子育てを両立できる環境の整備と意識啓発をしていく必要があります。



なごっち

第2章 計画の内容

1 対 象

すべての子ども・若者と子ども・若者を取巻くすべての人と団体

（すべての子ども・若者と、子育て家庭、それに関わる保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者などすべての人と団体を対象とします。）

2 期 間

平成22年度から平成26年度までの5年間

3 基 本 理 念

子どもの健やかな育ちと若者の自立を社会全体で支えるまちなごやをめざします。

○ めざす子ども・若者の姿

他を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し社会の責任ある一員として自立できる子ども・若者

○ めざす子育て家庭の姿

保護者が子育てについての第一義的な責任を果たすことにより、子どもが安心して生活できる家庭

○ めざす社会の姿

市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支える社会

施策を進めるにあたっては、子どもの健やかな育ちを最重視し、子どもに関わるいろいろな立場に応じて、大人が次のような役割を果たすことが必要です。

(1) 保護者

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任を有することを自覚し、子どもの健やかな育ちのために子どもにとっての最善の方法を考え、子どもの年齢や発達に応じた養育に努める必要があります。

(2) 地域住民等

子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努める必要があります。また、虐待などあらゆる暴力や犯罪から子どもを守るための安全で安心な地域づくりや子どもとともに地域活動を進めるよう努める必要があります。

(3) 学校等関係者

子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるよう必要な支援に努める必要があります。また、虐待、体罰、いじめなどの解決に向けた関係機関との連携や子どもが子どもの権利を理解し、自分の意見を表明することができるような支援に努める必要があります。

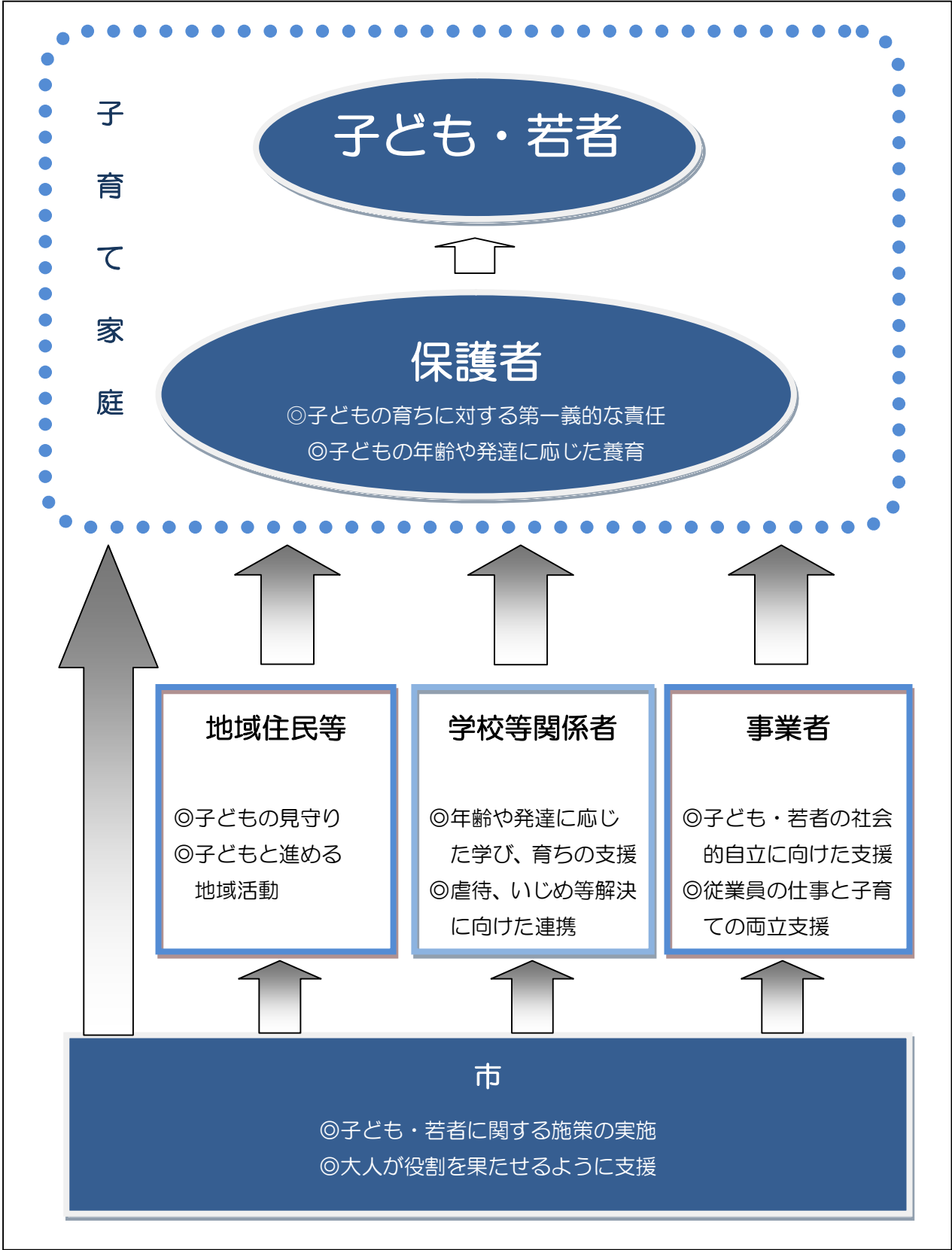
(4) 事業者

子どもの健やかな育ちを支援するため、社会的影響力や責任を認識した事業活動を行うとともに、子ども・若者の社会的自立に向けた就労支援、人材育成、社会人教育を行うよう努める必要があります。また、仕事と生活の調和の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立できるような職場の環境づくりに努めるとともに、仕事と子育てを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図り、子育て家庭支援の取組への参加又は協力を促すよう努める必要があります。

(5) 市

子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関連機関と連携し、協働するとともに、子ども・若者に関する施策を実施します。また、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援します。

図2 基本理念を実現するための大人の役割



施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障

虐待やいじめがなく子どもの命が守られ、子ども一人一人が尊重されるなど子どもの権利が守られるように、相談体制の充実や相談機関の連携強化を図るとともに、一人の人格を持った人間として子どもが尊重されるよう施策を進めます。

《施策の展開》

- 子どもの権利を守り生かすことへの支援
- 子どもを虐待から守るための支援
- 不登校・いじめ等の対策の推進

施策2 子どもの育ちの支援

子どもが健康に育ち、豊かな人間性や社会性などを身につけ、自己肯定感をはぐくむことができるよう、家庭・地域・幼稚園・保育所や学校等がそれぞれ安全に安心して過ごせる居場所となり、様々な体験ができるよう施策を進めます。また、子どもの育ちの支援にあたっては、将来の社会的自立を念頭に置き、年齢に応じた支援を行えるよう配慮します。

さらに、ニートやひきこもりといった困難を抱えた若者への対応として、関連機関や地域などと連携し、支援することができる体制づくりに努めます。

《施策の展開》

- 子どもの健康支援
- 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援
- 若者の社会的自立への支援
- 特に支援を要する子どもの支援

施策3 子育て家庭の支援

保護者自身が子育てを楽しみ、子どもと十分に向き合い、子どもの育ちを支えていくことができるよう環境整備することにより、子育ての不安感・負担感と孤立感の軽減に努めます。

《施策の展開》

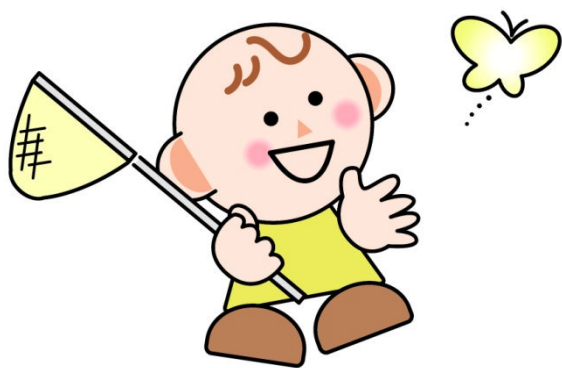
- 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
- 経済的負担の軽減
- 社会全体での子育て支援
- 子育てにやさしいまちづくり

施策4 仕事と生活の調和

事業者や働く人の意識を変えていくために、市民や企業への働きかけを進めるとともに、保育サービスの充実など仕事と子育ての両立支援を進めます。

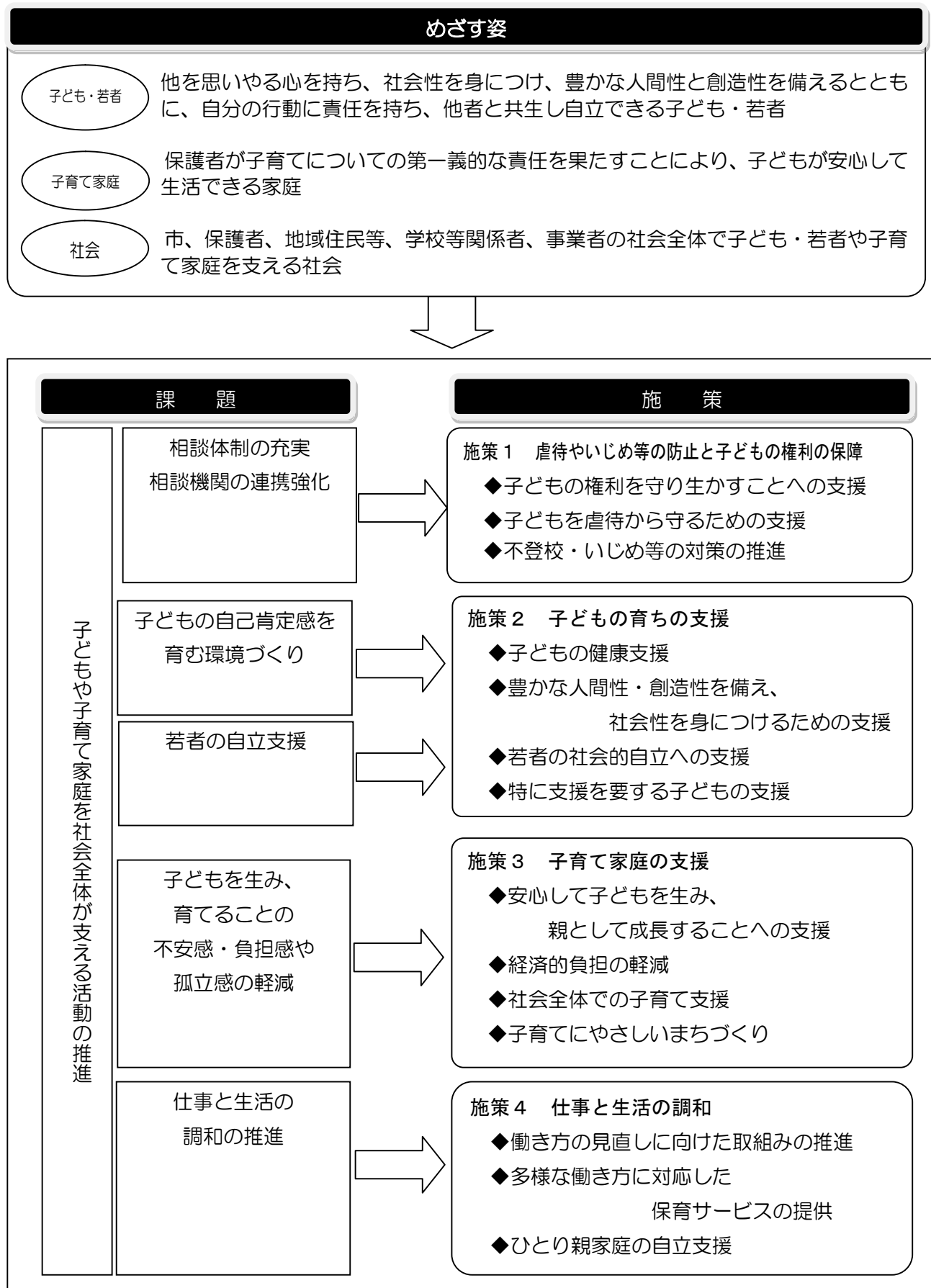
《施策の展開》

- 働き方の見直しに向けた取組みの推進
- 多様な働き方に対応した保育サービスの提供
- ひとり親家庭の自立支援



なごっち

図3 計画の全体像



(1) 子ども・若者の視点に立った支援

子ども・子育て支援の施策を進めるにあたっては、社会や大人の立場から子育てしやすい環境をつくるという視点にとどまることなく、子どもの育ちにとって何が最も重要かという視点を大切に、「安全に安心して生きる」「一人一人が尊重される」「豊かに育つ」「主体的に参加する」という子ども条例に掲げる4つの子どもの権利が具現化されるよう努めます。また、若者の支援施策を進めるにあたっては若者の自立にとって何が必要なのかという視点で取組んでいきます。

(2) 子ども・若者の社会参画の推進

子どもの頃から社会に参画し自分の意見が尊重される経験をすることは、自信と自己肯定感を培い、社会に主体的に参加する能力を身につけ、社会の責任ある一員へと成長するために欠かせないものであると考え、子ども・若者が当事者として参画できるよう努めるとともに、子ども・若者の主体性を育む取組を進めていきます。

(3) 包括的でライフ・ステージ間の切れ目のない支援

様々な分野で発達段階に応じて実施されている多様な支援を、横断的・縦断的に連携させ、包括的でライフ・ステージ間の切れ目のない支援ができるように努めます。また、特に支援を要する子どもや若者に対しては、継続的に支援していけるように努めます。

(4) 支援が行き届いていない子ども・若者や子育て家庭への支援

支援が十分に届いていない子ども・若者や子育て家庭の状況把握に努めるとともに、個々のニーズに応じた支援に努めます。

(5) 支援の担い手の質的・量的確保

子ども・若者や子育て家庭に対する支援の充実を図るために、研修の充実、支援に関わる人材の適正配置、必要な人数の確保など支援の担い手の質的・量的な確保に努めます。

(6) 仕事と生活の調和の推進

男女が家庭を築き、安心して子どもを生み育てていくためには、男性も含めた仕事と子育ての両立が重要であると考え、仕事と生活の調和の推進に努めます。

(1) なごや子ども・子育て支援協議会の意見の反映

条例第23条の規定に基づき設置した市長の附属機関（学識経験者、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者などで構成）において、計画の実施状況等を毎年度報告し、施策の実施状況について客観的な評価を受けるとともに、子どもや子育てに関わるさまざまな立場からの意見を生かした施策の実施に努めます。

(2) 実施状況等の公表と市民の意見聴取

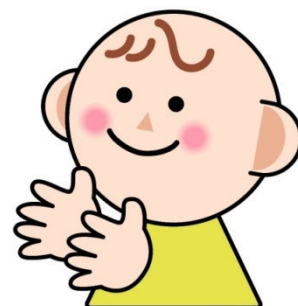
計画の実施状況等を毎年度公表し、子どもを含めた市民の意見を聴き、計画に反映させるよう努めます。

(3) 社会状況の変化に応じた計画の見直し

社会状況の変化に応じ、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

(4) 市民等への意識啓発の推進

子どもの権利と計画に掲載されている施策や大人の役割が正しく理解され、また、子どもの健やかな育ちを社会全体で支える意識が高まるように、条例の広報など市民等への意識啓発を進めます。



なごっち

- ・現時点で計画に登載予定の事業です。
- ・◇は前期計画に登載している事業、◆は後期計画に新たに登載する予定の事業です。

施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障

○ 子どもの権利を守り生かすことへの支援

子どもの権利を守り、子どもの主体的な社会参加などを促す施策を進めます。

- ◆相談機関の連携強化
- ◆子どもの社会参画の支援
- ◆夢チャレンジ事業による生徒会活動の活性化

○ 子どもを虐待から守るための支援

子どもの虐待防止の啓発、虐待を社会全体で防ぐ体制の強化、虐待のあった子どもや家庭への支援などの施策を進めます。

- ◇児童相談所などの機能強化
- ◇児童虐待防止の啓発
- ◆要保護児童対策地域協議会（なごやこどもサポート連絡協議会）の開催
- ◇地域における虐待防止の支援体制の強化
- ◇教員研修の充実と児童相談所などとの密接な連携

○ 不登校・いじめ等の対策の推進

不登校やいじめなど問題を抱えた子どもの相談、支援などの施策を進めます。

- ◆ひきこもり・不登校児童対策事業
- ◆いじめ・問題行動等防止対策事業などによるいじめ防止
- ◇スクールカウンセラーの配置
- ◆子ども適応相談センターにおける不登校児への支援
- ◆不登校対応支援講師

施策2 子どもの育ちの支援

○ 子どもの健康支援

子どもの健康づくり、医療費負担の軽減、医療体制の充実などの施策を進めます。

- ◇乳幼児健康診査
- ◇新生児乳児等訪問指導
- ◇食育の推進
- ◇子ども医療費助成
- ◇小児慢性特定疾患治療研究事業
- ◇思春期保健事業
- ◇小児科救急医療体制の充実
- ◇成育医療の取組
- ◇思春期の精神保健相談

○ 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援

子どもの居場所づくり、学び・育ちの支援、さまざまな体験の推進、安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。

- ◆名古屋市保育ガイドラインに基づく保育の実践
- ◇留守家庭児童健全育成事業
- ◆子どもを守る活動の充実
- ◇青少年育成活動への支援
- ◇交通安全に関する広報・啓発
- ◇青色回転灯車によるパトロール活動などの実施
- ◇小・中学校における少人数学級の実施
- ◇少人数指導の推進
- ◆基礎学習講座講師の配置
- ◇ふれあいフレンド事業の実施
- ◇ボランティア活動や職場体験活動などの推進
- ◇「いきいきなごやっ子づくり」事業
- ◇元気いっぱいなごやっ子の育成
- ◇部活動の推進
- ◇地域ジュニアスポーツクラブ育成事業の実施
- ◇子どもスポーツフェスタの開催
- ◇土曜日や長期休業中における体験活動などの推進
- ◇名古屋少年少女発明クラブの運営
- ◇トワイライトスクールの実施
- ◇放課後子どもプラン（仮称）の創設・推進
- ◇「わくわくキッズナビ」による情報提供
- ◇子ども会活動への支援
- ◆児童館における子どもの育成

- ◇小中学生を対象とした「みんなで覚えよう応急手当」
- ◇なごや東山の森づくり
- ◇なごや西の森づくり
- ◇地域の身近な公園づくり
- ◇エコフレンドシップ事業などの推進
- ◇環境学習の推進
- ◇なごやエコキッズの推進
- ◇なごやエコスクールの推進
- ◇水辺の環境学習の推進

○ 若者の社会的自立への支援

若者が大人として自立できるような活動の支援やキャリア教育の推進などの施策を進めます。

- ◇青少年交流プラザにおける事業推進
- ◇キャリア教育の推進
- ◇若年者就労支援事業

○ 特に支援を要する子どもの支援

障害のある子ども、外国人の子どもなど特に支援を要する子どもの支援を進めます。

- ◇児童養護施設など入所児童のケアの充実
- ◆里親委託の推進・里親への支援の充実
- ◆DV被害者及び家族の支援
- ◇地域療育センターの増設
- ◇在宅サービスの充実
- ◇障害児の放課後支援
- ◇発達障害者支援センター運営事業
- ◆重症心身障害児（者）施設の整備
- ◇障害児保育
- ◇特別支援教育専門家チームの派遣
- ◇学校生活介助アシスタントの派遣
- ◆特別支援学級・重複学級の設置
- ◆発達障害に対する非常勤講師の配置
- ◆日本語指導講師の配置
- ◆母語学習協力員の配置

施策3 子育て家庭の支援

○ 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

安心して親になるための支援、妊婦支援や育児の不安等を解消し親として子育てを楽しむことができるための支援などの施策を進めます。

- ◇不妊治療費助成事業
- ◇パパママ教室
- ◆妊婦健康診査
- ◇子育て総合相談窓口
- ◇あんしん子ども電話相談事業
- ◇食育実践支援
- ◇「親学」の展開
- ◆地域における母子保健の活動支援
- ◇幼児期家庭教育支援事業の実施
- ◇「家庭の日」普及促進事業の実施
- ◇ファミリースポーツの振興

○ 経済的負担の軽減

子育ての経済的負担を軽減するため、手当の給付や保育サービス等の費用の軽減などの施策を進めます。

- ◇子育て家庭への手当の支給
- ◇保育料の多子軽減
- ◇保育料負担の軽減
- ◇就学援助
- ◇幼稚園授業料など保護者負担の軽減
- ◇高等学校入学準備金など保護者負担の軽減

○ 社会全体での子育て支援

地域や事業者などの立場に応じた子育て支援や幼稚園・保育所による支援などの施策を進めます。

- ◇地域子育て支援ネットワーク事業
- ◇子ども・子育て支援センター（758キッズステーション）の運営
- ◇名古屋のびのび子育てサポート事業
- ◇なごやつどいの広場事業
- ◇児童館子育て支援事業
- ◇子どもはつらつ基金事業の実施
- ◇高齢者による子育て支援事業
- ◇赤ちゃん訪問事業
- ◇私立幼稚園預かり保育への補助

- ◇私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業への補助
- ◇市立幼稚園心の教育推進プランの実施
- ◇地域子育て支援センター事業
- ◇一時保育事業
- ◇病児・病後児デイケア事業
- ◇なごや未来っ子応援制度（びよか）
- ◇親学推進協力企業制度
- ◆子育てバウチャー制度

○ 子育てにやさしいまちづくり

子育てしやすい住宅に関する施策や子育て家庭が安心して外出できる施策を進めます。

- ◇多家族世帯向け住宅入居募集
- ◇多世代交流のための交流スペースの提供
- ◇市営住宅における子育て世帯向け住宅入居募集
- ◇定住促進住宅の子育て支援
- ◇中堅ファミリー向け住宅の提供
- ◆あんしん賃貸支援事業
- ◇公共交通機関等におけるバリアフリーの推進

施策4 仕事と生活の調和

○ 働き方の見直しに向けた取組みの推進

保護者が安心して、ゆとりを持って子育てできるように支え、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進する施策を進めます。

- ◇仕事と子育ての両立を可能にする職場環境づくりへの支援
- ◇仕事と生活の調和を推進するためのホームページの充実
- ◇男女平等参画の意識啓発
- ◇仕事と家庭の両立支援のセミナーなどの開催
- ◇子育て支援企業認定・表彰制度

○ 多様な働き方に対応した保育サービスの提供

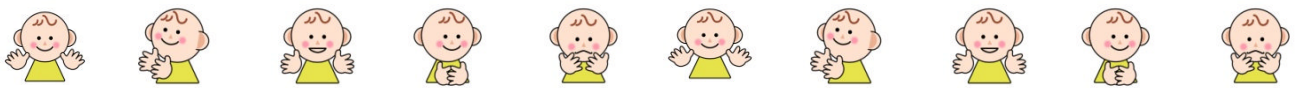
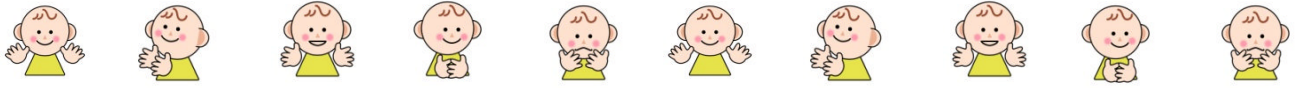
仕事と子育てを両立できるよう多様な保育サービス施策を進めます。

- ◇保育所待機児童解消の取組み推進
- ◆公立保育所整備計画の推進
- ◇休日保育事業
- ◇延長保育事業
- ◇夜間保育事業
- ◇産休あけ・育休あけ保育所入所予約事業

○ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、ひとり親家庭が仕事と生活（子育て）のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援を進めます。

- ◇ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施
- ◇ひとり親家庭等自立支援事業（ジョイナス、ナゴヤの運営等）
- ◇児童扶養手当の支給
- ◇養育費相談の実施
- ◇ひとり親家庭等医療費助成





なごや子ども条例キャラクター なごっち